

## 老人保健事業評価マニュアル（第4次計画版）の活用について

老人保健事業第4次計画については、中間年である平成14年度において計画そのものを大きく見直すことは無いと考えているが、4次計画から導入した個別健康教育等の市町村等における具体的な事業実施に当たって、現状の評価や見直しは必要なことと考えている。

そのため、市町村において自らの老人保健事業の内容について、その評価・見直しを行う観点から、「老人保健事業推進・評価委員会」で検討いただいた「老人保健事業評価マニュアル（第4次計画版）」を積極的に活用し、地域の実情に応じて内容等を加えるなどして、自らの事業内容の評価を行い、今後のより一層の老人保健事業取り組みをお願いしたい。

## 健康診査等の適正化対策について

健康診査等の対象者については、老人保健法第22条により、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち保健事業に相当するサービスを受けた場合又は受けることができる場合は、老人保健法の保健事業を行わないこととなっている。

昨年、この対象者の把握について、財務省が調査をおこなった結果、複数回の受診や、他の保健事業で健診を受けられるにもかかわらず、老人保健事業の基本健康診査を受診しているなどの実態が散見され、指摘を受けたところである。対象者の範囲については、厚生省公衆衛生局長通知「老人保健法による保健事業について」（昭和57年11月17日衛第927号）において示してきたところである。対象者の選定については、地域の実状に応じて調査や情報収集、広報などの活用をお願いする。健康診査等の実施にあたっては、その主旨を踏まえ、引き続き適正な実施を図られたい。

※全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料より（14. 2. 12）

<参考>

老人保健法 一抜粋一

第22条 医療等以外の保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療当以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合又は受けることができる場合は、行わないものとする。

老人保健法による保健事業について 一抜粋一

第2 保健事業の対象者について

2 医療保険各法の保険者が行う成人病検診等のいわゆる保健施設活動や労働安全衛生法に基づき事業者の行う健康診断等の保健サービスであって保健事業に相当するものを受けた者又は受けることができる者については、市町村は重ねて本法の保健事業の対象とする必要はないものである。したがって、市町村は、家庭の主婦、自営業者等の地域住民を対象として、保健事業を実施することとなるものであること。ただし、被用者本人であっても必ずしも本法の保健事業に相当する保健サービスを受けることができる者とは限らないこと。一方、被用者の家族であっても健保組合等の保健施設活動の対象とされる場合もあることから、実際の運用に当たっては、画一的な取扱いとならないよう留意されたいこと。